

「高所作業車運転技能講習」～14時間コース～ 開催のご案内

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)

登録満了日 令和11年3月30日

公益社団法人 大阪労働基準連合会

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

本講習は、労働安全衛生法第61条に基づく高さ10m以上の高所作業車を運転するための資格を取得するための講習であり、次の要領で「高所作業車運転技能講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

1 受講対象者 次のいずれかに該当する者 **※マイナ免許証の方は、3枚目をご確認ください。**

(1) 建設機械施工管理技術検定に合格した者

(2) 普通自動車免許、普通自動車第二種免許、中型自動車免許、中型自動車第二種免許、準中型自動車免許、大型自動車免許、大型自動車二種免許、大型特殊自動車免許、大型特殊自動車第二種免許を有する者。但し、免許証停止中は受講できません。

(3) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習を修了した者。

2 受講料金 **42,174円 (テキスト代含む)**

内訳【受講料 37,000円 + 消費税(10%) 3,700円、テキスト 1,340 + 消費税(10%) 134円】

※振込先 三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405

名義: 公益社団法人 大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
第1日	8:25 ~ 8:30	オリエンテーション
	8:30 ~ 11:45	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
	12:35 ~ 14:40	
	14:50 ~ 16:55	運転に必要な一般的な事項に関する知識
	17:05 ~ 18:05	関係法令
	18:15 ~ 19:20	学科試験
第2日	8:30 ~ 15:40	実技講習 高所作業車の作業のための装置の操作
	15:50 ~ 17:20	実技試験

◀ お願い ▶ 2日目の実技に【フルハーネス型墜落制止用器具・ヘルメット】をご持参ください。

4 講習会場

(学科) (株)アイチ研修センター3階会議室

(実技) 同センター構内講習場所

大阪市淀川区田川3-9-56

※JR神戸線 東海道線 塚本駅下車 徒歩15分



5 定員

20名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付

所定の科目を受講し修了試験合格者に、最終日にお渡しします。

【ご注意】

- お申し込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。
- 予約されましたら、『申込方法』に沿って手続きをお願いします。
- 予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。
- 受講者変更(1回のみ)は講習初日の1週間前までに連絡してください。

【マイナ免許証】の運用に伴う受講資格確認の変更について

令和7年3月24日から【マイナ免許証】(免許情報が記録されたマイナンバーカード)の運用が開始されました。

当連合会のフォークリフト運転技能講習(31Hコース)、高所作業車運転技能講習については、受講資格となる運転免許証の提示がない場合、受講することができません。



【マイナ免許証】の運用に伴い受講資格確認方法は次のとおりに変わります

1. 【マイナ免許証】により

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「マイナ免許証読み取りアプリ(※1)」等に表示された、運転免許情報(氏名、免許種類、有効期間等が記載されているもの)をダウンロードしたものを、「受講資格証明書(※2)」に貼付してアップロードしてください。

※1 「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、

マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト

<https://my-na-menkyo-app.npa.go.jp> 等を確認してください。



2. 従来の【運転免許証】により、

フォークリフト運転技能講習、高所作業車運転技能講習の受講資格を提示される場合

「運転免許証」の写しを「受講資格証明書」に貼付してアップロードしてください。

※2 受講資格証明書(大阪労働基準連合会ホームページ)

・フォークリフト運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_10.pdf

・高所作業車運転技能講習

https://www.daikiren.or.jp/wp-content/uploads/shikaku_16.pdf



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒 540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階
TEL : 06-6942-7401 Hp : <https://www.daikiren.or.jp/>

